

パワハラ防止法の再確認と 「カスハラ」対応策

会社と従業員を守るハラスメント対応基準の考え方

近年、職場におけるパワハラが問題になっていますが、2022年4月からは中小・小規模事業者もパワーハラスメントの防止措置が義務化の対象となりました。また、業種・事業者規模に関係なく増加する「カスタマーハラスメント（カスハラ）」は、対応を誤ると企業・お店の経営を揺るがすことや、従業員のメンタル不調や離職者の増加などを引き起こす可能性があります。カスハラ（理不尽な要求や執拗な迷惑行為等）に対しては、会社・お店とそこに働く従業員を守るために、組織的かつ毅然とした対応が必要となります。本セミナーでは、その根拠となる改正労働施策総合推進法【通称：パワハラ防止法】の正しい理解と、トラブルの早期解決や未然防止をはじめ、従業員が働きやすい職場づくり実現に向けた、組織的なカスハラ対策について分かりやすく解説します。

主な講座内容

★★★★★★

- 改正労働施策総合推進法【通称：パワハラ防止法】とカスハラ
- カスハラとは～カスハラとクレームの違い～
- 場合によっては従業員・パート等から訴えが!? カスハラが企業やお店・従業員等に与える影響と対策の必要性を改めて考える
- カスタマーハラスメント対策の具体的取組み
 - ①基本的枠組み
 - ②従業員への周知・啓発
 - ③相談対応体制の整備
 - ④対応手順の策定
 - ⑤その他予防・解決のために取り組むべきこと

◆日時/2024年

10月9日(水) 14:00～16:30
(質疑応答含む)

◆会場/日光商工会議所 今市事務所
(日光市平ヶ崎200-1)

〈講師プロフィール〉

く ら な か か ず ひ ろ

蔵中 一浩 氏

- ・横浜リンケージ社労士事務所代表
- ・特定社会保険労務士



昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

◆受講料 無料(会員・非会員 問わず)

◆対象 中小・小規模事業者

◆定員 20名(先着順)

〈主催〉日光商工会議所

〈お申し込み方法〉必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込みください。

10/9(水)開催 『パワハラ防止法の再確認とカスハラ対応策』 受講申込書

日光商工会議所 今市事務所 行

FAX:0288-30-1172

(申込日: 年 月 日)

事業所名	TEL
所在地	Mail
受講者名 (複数のご参加可能)	

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。